

包括代理加盟店特約書

第1条（総則）

本特約は、加盟店が株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）との加盟店契約について、当社が別途定める加盟店規約と共に適用されるものです。また本特約は、加盟店規約に基づき、加盟店が日本国内において、会員に対し、商品・権利の販売及び役務の提供等（以下「商品販売等」といいます。）に係る信用販売（以下「本信用販売」といいます。）を行う場合の特約事項につき定めるものです。なお、加盟店規約は本信用販売の態様に応じて対面販売用と通信販売用があり、該当するものが適用されます。また、本特約の内容が加盟店規約の内容に優先して適用されるものとし、本特約で使用する用語の意味は、特に指定のない限り、加盟店規約において定義した内容に従うものとし、

第2条（包括代理）

1. 当社は、次項に基づき加盟店を包括的に代理する包括代理加盟店（以下「包括元」といいます。）との間で包括代理加盟店契約を締結します。
2. 加盟店は、加盟店規約の定めに関わらず、以下の項目については、包括元が加盟店を包括的に代理して業務を行うことに同意するものとし、
 - ①当社との加盟店契約の締結及びこれに付随する合意を行うこと
 - ②加盟店契約に関連する当社との間の一切の取引
3. 前項第2号の一切の取引として、加盟店は、包括元に対し、加盟店規約に基づき本来加盟店が遂行すべき以下の業務の全部または一部（以下、「委託業務」といいます。）を委託し、包括元はこれを受託するものとし、包括元は当該委託業務について加盟店を包括的に代理する権限を有するものとし、
 - ①加盟店規約第9条の信用販売代金を当社から受領する業務
 - ②加盟店規約第10条の加盟店手数料を当社へ支払う業務
 - ③加盟店規約第17条の届出事項の変更に関する業務
 - ④加盟店規約第25条の調査に対する報告その他変更事項等の届出の窓口業務
 - ⑤その他包括元、当社、加盟店間で別途合意した業務

第3条（変更の通知または告知）

当社が加盟店規約及び本特約を変更する場合、当社は包括元、当社、加盟店間で合意した方法により通知し、または当社のウェブサイトにおいて告知することにより、加盟店規約及び本特約を変更するものとし、

第4条（本特約の有効期間）

本特約の有効期間は、加盟店契約の有効期間と同一とし、加盟店契約が解除、契約期間の満了その他事由の如何を問わず終了した場合には、本特約も加盟店規約とともに当然に終了するものとし、

第5条（規定外事項）

本特約に定めのない事項については、加盟店規約の規定に従うものとし、

株式会社エムアイカード